

議第16号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

令和7年3月3日提出

橿原市長 亀田 忠彦

1 放棄する権利

奈良県住宅新築資金等の債権の処理に関する条例（平成１７年奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合条例第２３号）第２条第１項第４号の規定に基づき、令和６年１２月２７日付けで奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合から市に移管された金銭債権

2 放棄する債権の額

2, 730, 899円

(1) 住宅新築資金貸付金

1. 808,671円

内訳 元金

1, 681, 926円 (貸付元金6, 400, 000円)

利子

126,745円

(2) 宅地取得資金貸付金

922, 228円

内訳 元金

879,380円(貸付元金5,000,000円)

利子

42,848円

3 借受人

██████████

4 放棄の理由

借受人が死亡しており、相続人4名のうち2名が相続放棄、1名が死亡、1名が保有財産からの回収が困難であり、また、連帯保証人2名ともに死亡していることから、奈良県住宅新築資金等償還事務審査会において償還不能と判定されたことにより、債権の回収が困難であると判断したため

5 その他

放棄する債権の額の約4分の3に相当する2,047,000円は、奈良県住宅新築

資金等貸付助成事業により補てんされる予定である。

理由 住宅新築資金等貸付金に係る金銭債権の権利の放棄について、地方自治法第96条
第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第17号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

令和7年3月3日提出

橿原市長 亀田 忠彦

1 放棄する権利

奈良県住宅新築資金等の債権の処理に関する条例（平成１７年奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合条例第２３号）第２条第１項第４号の規定に基づき、令和６年１２月２７日付けで奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合から市に移管された金銭債権

2 放棄する債権の額

2, 257, 856円

宅地取得資金貸付金

2, 257, 856円

内訳 元金

1, 976, 384円 (貸付元金3, 300, 000円)

利子

281, 472円

3 借受人

██████████

4 放棄の理由

借受人が死亡しており、相続人3名のうち1名が死亡、1名が破産免責をうけ、1名が保有財産からの回収が困難であり、また、連帯保証人2名のうち1名が死亡、1名が生活保護に準じた状態であることから、奈良県住宅新築資金等償還事務審査会において償還不能と判定されたことにより、債権の回収が困難であると判断したため

5 その他

放棄する債権の額の約4分の3に相当する1,692,000円は、奈良県住宅新築資金等貸付助成事業により補てんされる予定である。

理由 住宅新築資金等貸付金に係る金銭債権の権利の放棄について、地方自治法第96条
第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第18号

特定事業契約の変更について

特定事業契約について、次のとおり変更するものとする。

令和7年3月3日提出

榎原市長 亀田 忠彦

令和5年榎原市議会9月定例会における議決を経て締結した榎原市営斎場改修・運営事業に係る特定事業契約について、当該議決事項3の契約金額を4,437,400,831円に改める。

理由 本件契約の維持管理業務及び運営業務に係る対価が、事業契約約款に基づき、物価変動により改定されることに伴い、特定事業契約の契約金額に変更が生じるため、議会の議決を求めるもの